

令和8年10月1日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

議会運営委員会
委員長 山本 治兵衛

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

市議委第2号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例
舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

名称	委員定数	所管事項
総務消防委員会	8人	(1) 政策推進部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財務部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 会計管理者の所管に属する事項 (6) 消防の所管に属する事項 (7) 前各号に掲げる事項に関連する事項 (8) 他の常任委員会に属しない事項
産業建設委員会	8人	(1) 生涯学習部の所管に属する事項 (2) 産業振興部の所管に属する事項 (3) 建設部の所管に属する事項 (4) 上下水道部の所管に属する事項 (5) 前各号に掲げる事項に関連する事項
教育福祉委員会	8人	(1) 福祉部の所管に属する事項 (2) 健康・こども部の所管に属する事項 (3) 市立舞鶴市民病院の所管に属する事項 (4) 教育委員会の所管に属する事項 (5) 前各号に掲げる事項に関連する事項
予算決算委員会	24人	予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、令和8年12月5日から施行する。

提案理由

常任委員会を再編し、その名称、委員定数及び所管事項を改めたいので提案する。